

2018.06.01

PL レポート(製品安全) <2018 No.3>

■「PL レポート(製品安全)」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任(Product Liability: PL)や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内のPL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説」が改訂 (2018年4月12日 消費者庁・経済産業省)

消費者庁と経済産業省は、4月12日、「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説～事業者用ハンドブック2018～」の改定(第3版)を公表しました。今回の改定は「消費生活用製品のリコールハンドブック2016」の発行を受けて実施されたものです。

製品事故が発生した際、事業者は同法に基づく報告・公表制度にしたがった迅速な対応が求められます。一方で、当該製品事故が、重大製品事故、非重大製品事故のいずれに該当するか、また、そもそも製品事故にあたるか否か判断に迷うケースも少なくありませんが、事業者としては消費者保護の観点から以下のスタンスに立った対応が望まれます。

- ・当該事象を過小評価しない
- ・当該事象の原因が製品起因でないことが確実に明らかでない限り、原因究明にいたずらに時間をかけ過ぎることなく報告する

事業者としては、本ハンドブックの改訂を契機に、本制度を改めて社内に周知徹底するとともに、必要に応じ自社の対応態勢を見直すことが望まれます。

出所：「消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報報告・公表制度の解説
～事業者用ハンドブック2018～」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/pdf/centralization_of_accident_information_180412_0001.pdf

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○欧州委員会が欧州の消費者保護に関する新たな取組みを提案

(2018 年 4 月 11 日 欧州委員会)

欧州委員会 (European Commission、以下「EC」) は 4 月 11 日、欧州全域の消費者保護に関する新たな取組みを欧州議会及び理事会に提案したと発表しました。

ディーゼル車の排ガス偽装問題等広域にわたる事案の発生や、電子商取引の急激な進展等により、従来の規制の枠組みでは消費者保護を十分に実現することが難しくなってきたことを受けて、消費者保護の更なる強化の必要性から、EC は今回の提案を行いました。

「A New Deal for Consumers (消費者のための新たな取組み)」と呼ばれるこの提案は種々の消費者保護施策を含みますが、製品安全に関連すると思われる主な事項は以下の通りです。

(1) 消費者代表訴訟制度の導入

各国の消費者団体が個々の消費者に代わって、損害賠償や製品の交換、修理などを求める集団代表訴訟を起こす制度を EU 全域で導入することを提案しています。不当提訴が横行する米国クラスアクションの問題点を踏まえ、適格団体による代表訴訟とする制度設計がなされています。

(2) 広域違反行為に対する制裁の強化

現在は、違反に対する罰則は加盟国で相違がありますが、今回の提案では、複数の加盟国にわたる広域の違反行為を犯した場合には、「違反企業が違反を犯した地域 (加盟国) における年間総売上上の 4%以上」という高額な罰金を科すことを提案しています。

(3) 緊急警告システムの改正

製品安全に関わる情報共有の仕組みである RAPEX (The Rapid Alert System for Dangerous Non-food Products : 食品、飼料、医薬品、医療機器等を除く製品の緊急警告システム) は、従来よりリスクの高い製品を市場から取り除くために効果を発揮していますが、そのガイドラインを改訂し、消費者の利益を最大化するとしています。

(4) 製品安全に関わる国際協力の推進

製品のサプライチェーンがグローバル化していることから、EU 域外、特に中国当局との協力をより一層強化し、中国の製造事業者に対して、EU の製品安全に関する要求事項についての啓発を行うとともに、オンライン上で販売される製品について安全性を担保する取組みの支援を行うとしています。

今回の EC の提案は、事後救済の強化に加え、違反時のペナルティ強化など事業者への責任の厳格化を通じて消費者保護を強化する意図が読み取れ、事故の未然予防の重要性がさらに増していくことを示唆していると考えられます。事業者としては、製品安全管理態勢の整備、リスクアセスメントの精緻化によるリスク低減の実現等が一層求められていくものといえます。

EC は来年 5 月までには関連する指令類の発令を目指しており、今後、上記の内容がより具体化していくものと考えられるため、事業者としては、本件に係る動向を注視しておくことが望まれます。

出所：EC のプレスリリース

http://ec.europa.eu/newsroom/just/item-detail.cfm?item_id=620435

○オーストラリア連邦裁判所が調理器具輸入販売事業者に対して制裁金の支払いを命令

(2018 年 4 月 11 日 ACCC (オーストラリア))

オーストラリア競争・消費者委員会 (Australian Competition and Consumer Commission、以下「ACCC」) は、4 月 11、消費者法 (the Australian Consumer Law : ACL) に定められた事故報告義務等に違反した調理器具輸入販売事業者 (以下「同社」) に対して、連邦裁判所が AUD4,608,500 (約 3 億 7,000 万円) の制裁金の支払いを命じたと発表しました。

ACCC によれば、同社は輸入販売したフランス製の調理器具 (全自動・一体型ジューサー/ミキサー/スープメーカー、以下「本製品」) に関して、次のような法令違反の事実があったとしています。

- ・本製品の蓋の密閉性に欠陥があり使用者が傷害を負うおそれがあるという安全上のリスクを、2014 年 7 月 7 日より認識していたにもかかわらず、同年 9 月 6 日まで販売を継続し、更にこの安全上のリスクを 9 月 23 日まで市場に公表しなかったことにより、消費者の安全確保を怠ったこと (なお、本製品について、2014 年 10 月 7 日に約 105,000 台を対象としたリコールが発表されています)。
- ・本製品に起因する 14 件の傷害事故について、事故発生の確認後 2 日以内に ACCC を経由して州政府に報告する義務を怠ったこと。
- ・本製品の不具合に対する保証として、返品/返金や交換が認められていたにもかかわらず、顧客に対し、保証が適用されない旨の虚偽の説明を行い要求に応じなかった、あるいは要求に応じる場合には、本製品に関するネガティブ情報が他の消費者に伝わらぬよう、顧客に守秘義務契約を結ぶことを条件としたこと。

米国と同じく、事故報告義務違反等の法令違反に対する罰則として、事業者に高額な制裁金を科す事例が、オーストラリアにおいても定着しつつあります。米国やオーストラリアの司法・行政が事業者に強く求めているのは、事故が発生してしまった場合における被害の拡大防止に向けた迅速な初期対応であるといえます。そのため、事業者としては、以下に示した事項を実現できる態勢を構築・運用していくことが求められます。

- ・広範囲でのヒヤリハット・事故情報の収集と分析
- ・社内および関係者間の情報共有とリスク評価
- ・当局への報告および消費者をはじめとするステークホルダーへの情報開示と注意喚起
- ・市場措置の実施

出所：ACCC のプレスリリース

<https://www.accc.gov.au/media-release/thermomix-ordered-to-pay-penalties-of-more-than-46-million>

以 上

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2018